

○青森県警察組織規則

改正

昭和37年3月公安委員会規則第3号
昭和40年3月公安委員会規則第1号
昭和42年8月公安委員会規則第7号
昭和45年3月公安委員会規則第3号
昭和46年3月公安委員会規則第3号
昭和46年7月公安委員会規則第9号
昭和48年10月公安委員会規則第7号
昭和50年3月公安委員会規則第1号
昭和52年3月公安委員会規則第2号
昭和54年3月公安委員会規則第2号
昭和55年3月公安委員会規則第1号
昭和55年12月公安委員会規則第11号
昭和57年3月公安委員会規則第1号
昭和60年4月公安委員会規則第5号
昭和61年1月公安委員会規則第1号
昭和62年3月公安委員会規則第1号
平成元年9月公安委員会規則第3号
平成3年3月公安委員会規則第2号
平成4年3月公安委員会規則第2号
平成4年7月公安委員会規則第7号
平成6年10月公安委員会規則第10号
平成7年2月公安委員会規則第1号
平成8年6月公安委員会規則第4号
平成9年9月公安委員会規則第6号
平成10年3月公安委員会規則第4号
平成12年3月公安委員会規則第3号
平成13年9月公安委員会規則第12号
平成14年7月公安委員会規則第10号
平成15年9月公安委員会規則第8号
平成17年3月公安委員会規則第3号
平成19年2月公安委員会規則第1号
平成19年7月公安委員会規則第11号
平成21年3月公安委員会規則第2号
平成22年3月公安委員会規則第2号
平成23年3月公安委員会規則第3号
平成24年6月公安委員会規則第4号
平成26年3月公安委員会規則第3号
平成28年10月公安委員会規則第6号
平成30年3月公安委員会規則第2号
令和2年3月11日公安委員会規則第2号
令和3年9月29日公安委員会規則第8号

青森県警察組織規則をここに公布する。

青森県警察組織規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び青森県警察本部組織条例（平成6年10月青森県条例第41号）第4条の規定に基づき、青森県警察の内部組織を定めることを目的とする。

昭和36年11月18日公安委員会規則第15号

昭和38年3月公安委員会規則第1号
昭和40年6月公安委員会規則第5号
昭和44年3月公安委員会規則第2号
昭和46年2月公安委員会規則第2号
昭和46年4月公安委員会規則第8号
昭和48年3月公安委員会規則第3号
昭和49年3月公安委員会規則第1号
昭和51年3月公安委員会規則第2号
昭和53年4月公安委員会規則第2号
昭和54年3月公安委員会規則第4号
昭和55年10月公安委員会規則第8号
昭和56年3月公安委員会規則第1号
昭和58年4月公安委員会規則第6号
昭和60年4月公安委員会規則第6号
昭和61年3月公安委員会規則第3号
平成元年3月公安委員会規則第1号
平成2年4月公安委員会規則第1号
平成3年10月公安委員会規則第5号
平成4年4月公安委員会規則第4号
平成6年3月公安委員会規則第2号
平成6年12月公安委員会規則第12号
平成8年3月公安委員会規則第2号
平成9年3月公安委員会規則第2号
平成10年1月公安委員会規則第1号
平成11年3月公安委員会規則第4号
平成13年3月公安委員会規則第3号
平成14年3月公安委員会規則第3号
平成15年3月公安委員会規則第2号
平成16年3月公安委員会規則第2号
平成18年3月公安委員会規則第5号
平成19年3月公安委員会規則第4号
平成20年3月公安委員会規則第2号
平成21年7月公安委員会規則第12号
平成23年3月公安委員会規則第2号
平成23年7月公安委員会規則第8号
平成25年4月公安委員会規則第3号
平成27年2月公安委員会規則第1号
平成29年3月公安委員会規則第3号
平成31年2月公安委員会規則第1号
令和3年3月12日公安委員会規則第1号
令和4年3月11日公安委員会規則第1号

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の規定により青森県警察に置く警察官その他所要の職員をいう。
- (2) 警察行政職員 青森県警察職員定員条例（昭和29年6月青森県条例第46号）第1条第1項に規定する一般職員をいう。

(職員の呼称)

第1条の3 職員のうち、警視以下の階級にある警察官及び警察行政職員の呼称は、次のとおりとする。

警察官

- 青森県警視
- 青森県警部
- 青森県警部補
- 青森県巡査部長
- 青森県巡査

警察行政職員

- 青森県警察行政職員
- (警務部の分課)

第2条 警務部に次の8課を置く。

- 総務課
- 広報課
- 警務課
- 教養課
- 会計課
- 施設課
- 留置管理課
- 監察課

(総務課)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 県公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 県公安委員会に対する職員の職務執行に関する苦情の受理及び処理に関すること。
- (3) 警察署協議会に関すること。
- (4) 警察本部長（以下「本部長」という。）の秘書に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 公文書類の編集及び保存に関すること。
- (7) 情報の公開に関すること。
- (8) 個人情報の保護に関すること。
- (9) 県議会、知事部局及び関係機関との連絡に関すること。
- (10) 本部長が主宰する会議に関すること。

(広報課)

第3条の2 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 職員の職務執行に関する苦情の受理及び処理に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 警察安全相談に関すること。
- (5) 警察音楽隊の運営に関すること。
- (6) 警察機関誌の編集及び発行に関すること。

(警務課)

第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の人事及び定員に関すること。
- (2) 職員の採用に関すること。
- (3) 職員の給与及び退職手当に関すること。
- (4) 警察運営に関する企画及び調査に関すること。
- (5) 警察の組織に関すること。
- (6) 職員の勤務制度に関すること。
- (7) 条例案その他公文書類の審査に関すること。
- (8) 犯罪被害者支援に関すること。
- (9) 犯罪被害者等給付金等の支給に関すること。
- (10) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (11) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- (12) 警察装備に関すること。
- (13) 警務部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

（教養課）

第5条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察教養に関すること。
- (2) 警察史料の収集に関すること。
- (3) 術科大会に関すること。
- (4) 警察車両運転技能検定に関すること。
- (5) 職員の公用車に係る交通事故防止に関すること。
- (6) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

（会計課）

第6条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 物品の管理及び処分に関すること。
- (3) 物品の調達に関すること。
- (4) 会計監査に関すること。
- (5) 遺失物に関すること。

（施設課）

第6条の2 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財産の管理及び処分に関すること。
- (2) 庁舎の営繕に関すること。

（留置管理課）

第6条の3 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置業務の管理運営に関すること。
- (2) 留置業務の指導及び教養に関すること。
- (3) 被留置者の処遇に関すること。
- (4) 護送に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 実地監査に関すること。
- (7) 留置施設視察委員会に関すること。

（監察課）

第7条 監察課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 監察に関すること。
- (2) 職員の規律保持に関すること。
- (3) 争訟に関すること。
- (4) 表彰に関すること。

(5) 本部長から特に命ぜられた事務に関すること。

(総務室の分課)

第7条の2 総務室に次の3課を置く。

総務事務推進課

厚生課

情報管理課

(総務事務推進課)

第7条の3 総務事務推進課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 知事部局及び関係機関との施策に関する総合調整に関すること。

(2) 警察通信（通信指令課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3) 分課（機動捜査隊、交通規制課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）の庶務の調整及び整理に関すること。

(4) 総務室の総合的な企画、調整及び運用に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、総務室内の他の所掌に属しないこと。

(厚生課)

第7条の4 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 職員の恩給及び退職年金に関すること。

(2) 職員の福利厚生に関すること。

(3) 職員の医療及び健康管理に関すること。

(4) 職員のレクリエーションに関すること。

(5) 職員の生活相談に関すること。

(6) 警察共済組合に関すること。

(7) 警察協会に関すること。

(8) 職員の公務災害補償に関すること。

(9) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

(情報管理課)

第7条の5 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 電子計算組織の運用に関すること。

(2) 文書の收受及び発送に関すること。

(3) 事務能率の増進に関すること。

(4) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

(5) 照会センターの運用に関すること。

(6) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。

(生活安全部の分課)

第8条 生活安全部に次の6課を置く。

生活安全企画課

人身安全対策課

地域課

通信指令課

生活保安課

サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第9条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。

(2) 犯罪の予防に関すること。

(3) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。

(4) 少年指導委員、少年補導協力員等に関すること。

(5) 少年の補導に関すること。

(6) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(7) 少年事件の捜査及び調査に関すること。

- (8) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (9) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (10) 生活安全部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(人身安全対策課)

第9条の2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保護及び行方不明者に関すること。
- (2) 児童、高齢者及び障害者の虐待事案対策に関すること。
- (3) ストーカー対策に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。
- (5) 子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。

(地域課)

第10条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察の企画及び運用に関すること。
- (2) 水上警察に関すること。
- (3) 鉄道警察に関すること。
- (4) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- (5) 雜踏警備に関すること。
- (6) 水難及び山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故防止に関すること。
- (7) 列車その他の交通機関の警乗に関すること。

(通信指令課)

第10条の2 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信指令業務に関すること。
- (2) 緊急配備に関すること。
- (3) 通信指令システムの管理及び運用に関すること。
- (4) 警察通信のうち無線業務に関すること。

(生活保安課)

第10条の3 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 廃棄物事犯その他の環境事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 生活関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 経済関係事犯の取締りに関すること。
- (5) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 質屋及び古物商に関すること。
- (7) 警備業及び探偵業に関すること。
- (8) 銃砲刀剣類及び火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関するこ（捜査第2課及び警備第2課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 風俗営業等に関するこ。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しない特別法犯の取締りに関するこ。

(サイバー犯罪対策課)

第10条の4 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティに係る総合的な企画、調整、運用及び人材育成に関するこ。
- (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪（以下「サイバー犯罪」という。）に係る総合対策に関するこ。
- (3) サイバー犯罪の取締り（他の所掌に属するものを除く。）及び捜査支援に関するこ。

(刑事部の分課)

第11条 刑事部に次の5課並びに科学捜査研究所及び機動捜査隊を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課
捜査支援分析課
鑑識課
(刑事企画課)

第11条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び調査に関すること。
- (2) 捜査技術及び関係法令の研究及び指導に関すること。
- (3) 刑事公判の対応に関すること。
- (4) 指名手配及び捜査共助に関すること。
- (5) 外国人等による犯罪の捜査協力に関すること。
- (6) 刑事部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(捜査第一課)

第11条の3 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 凶悪犯の捜査に関すること。
- (2) 粗暴犯の捜査に関すること。
- (3) 死体の検視、検証及び実況見分に関すること。
- (4) 窃盗犯の捜査に関すること。
- (5) 特殊事件の捜査に関すること。
- (6) 移動警察に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。

(捜査第二課)

第11条の4 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。
- (3) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。
- (4) 不動産侵奪罪及び境界毀損罪の捜査に関すること。
- (5) 組織犯罪対策に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- (7) 暴力団に係る犯罪その他の組織犯罪の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 前2号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。
- (9) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (10) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(捜査支援分析課)

第12条 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 捜査支援に関すること。
- (2) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (5) 國際的な犯罪対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(鑑識課)

第12条の2 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪鑑識に関すること。
- (2) 鑑識資料の整理及び保管に関すること。
- (3) 鑑識器材の整理及び運用に関すること。
- (4) 機動鑑識隊の運用に関すること。

(科学捜査研究所)

第12条の3 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 科学捜査に関連する研究及び実験に関すること。
- (2) 科学捜査を応用する鑑定及び検査に関すること。
- (3) 鑑定資機材の整備及び運用に関すること。

(機動捜査隊)

第12条の4 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 重要事件の初動捜査活動に関すること。
- (2) 犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること。
- (3) 機動捜査隊の庶務の整理に関すること。
- (4) その他本部長の特命事件の捜査に関すること。

(交通部の分課)

第13条 交通部に次の4課並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊を置く。

交通企画課

交通規制課

交通指導課

運転免許課

(交通企画課)

第14条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 交通事故の防止対策一般に関すること。
- (3) 交通事故の分析及び交通事故統計に関すること。
- (4) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。
- (5) 交通部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(交通規制課)

第15条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）その他の道路交通関係法令の規定による道路の交通の規制に関すること。
- (2) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること。
- (3) 道路の交通に関する情報に関すること。
- (4) 交通管制センターの運用に関すること。
- (5) 交通規制課の庶務の整理に関すること。

(交通指導課)

第15条の2 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。
- (2) 交通反則行為の処理に関すること。
- (3) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

(運転免許課)

第15条の3 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許に関する企画、調査等に関すること。
- (2) 運転免許及び運転免許試験に関すること。
- (3) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (4) 運転者の講習に関すること。
- (5) 自動車教習所に関すること。
- (6) 運転免許課及び交通機動隊の庶務の調整及び整理に関すること。

(交通機動隊)

第15条の4 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動警らによる交通の指導及び取締り並びに交通事故発生時の初動措置に関すること。
- (2) 自動車検問に関すること。

(高速道路交通警察隊)

第15条の5 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速自動車国道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路を含む。以下同じ。）における交通の指導及び取締りに関すること。
- (2) 高速自動車国道における交通事故、事件の捜査及び処理に関すること。
- (3) 高速自動車国道における交通規制に関すること。
- (4) 高速自動車国道における犯罪捜査（緊急配備を含む。）等の初動活動に関すること。
- (5) 高速道路交通警察隊の庶務の整理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道における交通警察に関すること。

（警備部の分課）

第16条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。

警備第一課

警備第二課

外事課

（警備第一課）

第17条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備情報の収集（外事課の所掌に属するものを除く。）、整理その他警備情報に関すること。
- (2) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第二課及び外事課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
 - イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪
 - ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪
 - エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪
- (3) 警備部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

（警備第二課）

第17条の2 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 緊急事態に対処するための計画及び実施に関すること。
- (2) 治安警備に関すること。
- (3) 警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること。
- (4) 核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること。
- (5) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第3項に規定する特定物質をいう。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。）の防護に関すること。
- (6) 警衛に関すること。
- (7) 警護に関すること。
- (8) 災害警備に関すること。
- (9) 広域緊急援助隊の編成及び運用に関すること。
- (10) 各種防災機関との協力援助に関すること。
- (11) 警察航空隊の運用に関すること。

（外事課）

第17条の3 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）に関する警備情報その他外国人に係る警備情報の収集に関すること。
- (2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

- ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪
- イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
- ウ 第17条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪でテロリズムに関するもの及び外国人に係るもの（機動隊）

第17条の4 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備実施における部隊活動に関すること。
- (2) 部隊活動の訓練に関すること。
- (3) 機動隊の庶務の整理に関すること。
- (4) 本部長から特に命ぜられた事務に関すること。

（警察学校）

第18条 青森県警察学校（以下「警察学校」という。）は、青森市に置く。

2 警察学校においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入校者の教育訓練に関すること。
- (2) 警察学校の庶務の整理に関すること。

（所掌事務の特例）

第19条 本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に部長（総務室長を含む。）、課長、隊長又は所長にその部（総務室を含む。）、課、隊又は所の所掌に属しない事務を行なわせることができる。

（部長）

第20条 部に部長を置き、警視正又は警視をもって充てる。

2 部長は、上司の命を受け、部務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 部長は、部の事務につき本部長に対し責任を負う。

（総務室長）

第20条の2 総務室に総務室長を置き、警視又は警察行政職員をもって充てる。

2 総務室長は、上司の命を受け、総務室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 総務室長は、総務室の事務につき本部長に対し責任を負う。

（監察官等）

第20条の3 警務部に首席監察官及び監察官を置き、首席監察官には警視正又は警視、監察官には警視をもって充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、監察に関する重要な事務について整理統括する。

3 監察官は、上司の命を受け、監察に関する事務に従事する。

（参事官等）

第21条 部（総務室を含む。）に首席参事官、参事官及び参事を置くことができる。

2 首席参事官及び参事官には、警視をもって充てる。

3 参事には、警察行政職員をもって充てる。

4 首席参事官、参事官及び参事は、上司の命を受け、重要な事務について整理統括する。

（本部の課長等）

第22条 本部の課、隊及び所に、それぞれ課長、隊長又は所長（以下「課長等」という。）を置き、課長及び所長には警視又は警察行政職員を、隊長には警視をもって充てる。

2 課長等は、部長（総務室長を含む。第4項において同じ。）に兼務させることができる。

3 課長等は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長等は、所掌事務につき部長に対し責任を負う。

（理事官及び管理官）

第22条の2 警務部に理事官1人を、各部（総務室を含む。）に管理官を置き、警視又は警察行政職員をもって充てる。

2 理事官及び管理官は、上司の命を受け、重要事項についての企画及び調査に参画し、調整に係る事務に従事する。

（学校長）

第23条 警察学校に学校長を置き、警視をもって充てる。

2 学校長は、上司の命を受け、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 学校長は、所掌事務につき本部長に対し責任を負う。

第24条 削除

(部長代理)

第25条 部長に事故のあるときは、本部長の指名する首席参事官又は参事官をもって部長代理とする。

2 前項の代理を行ったときは、部長へ報告しなければならない。

(総務室長代理)

第25条の2 総務室長に事故のあるときは、本部長の指名する首席参事官又は参事官若しくは参事をもって総務室長代理とする。

2 前項の代理を行ったときは、総務室長へ報告しなければならない。

(調査官等)

第26条 本部長は、特に必要と認めた場合は、課に調査官、補導官、指導官、総括副参事、副参事等(以下「調査官等」という。)を、警察署に総括副参事及び副参事を置くことができる。

2 調査官等には、警視、警部又は警察行政職員をもって充てる。

第27条 削除

(警察署長)

第28条 警察署に警察署長を置き、警視正又は警視をもって充てる。

2 警察署長は、上司の命を受け、その管轄区域内における警察事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(警察署の下部機構)

第29条 警察署の下部機構として、交番、警察官駐在所及び警備派出所を置く。

2 前項の交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称及び位置は、別に定める。

(委任)

第30条 この規則の実施に関する必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和36年11月20日から施行する。

2 青森県警察本部組織規則(昭和33年4月青森県公安委員会規則第5号)及び青森県警察署組織規則(昭和33年4月公安委員会規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成15年公安委員会規則第8号)

この規則は、平成15年9月28日から施行する。

附 則(平成16年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年公安委員会規則第3号抄)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年公安委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正)

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和60年10月青森県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則(平成19年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年公安委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部改正）
- 2 青森県警察行政不服審査手続きに関する規則（昭和47年1月青森県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改める。

〔次のように略〕

附 則（平成21年公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成23年3月14日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成23年7月14日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第17条の4の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月11日公安委員会規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第17条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月12日公安委員会規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日公安委員会規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。